R６.４.１

秦野市保育士等就労促進給付金に係るＱ＆Ａ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　秦野市保育こども園課作成

Ｑ１

|  |
| --- |
| いつから就労した人が対象ですか？ |
| 令和６年４月１日から令和７年３月３１日の間に、秦野市内の民間保育所等に常勤の保育士・保育教諭として就職した人です。 |

Ｑ２

|  |
| --- |
| 給付金の支給対象者を教えてください。 |
| １　保育士資格を持ち、市内の民間の保育所等に令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に常勤の保育士・保育教諭として就職、又は以前常勤の条件を満たしていなかったが、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に常勤として働きはじめた方で、３年以上継続して勤務することが見込まれる人です。  　　常勤の保育士・保育教諭とは、１日当たり６時間以上かつ１か月当たり２０日以上勤務する人をいいます。  ２　常勤の保育士・保育教諭として新たに就労した日前に本市内の保育所等及び児童福祉法第５９条の２第１項による届出を必要とする施設（認可外施設）その他同法に規定する事業を実施する施設において勤務していた場合は、直近の退職した日から２年を経過していることが必要です。  　＜児童福祉法に規定する事業を実施する施設＞  助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター |

Ｑ３

|  |
| --- |
| 過去２年間の勤務実績として問われないものについて教えてください。 |
| ・市外の保育所等での勤務実績。  ・雇用契約内容が保育の提供に携わる保育士等ではない勤務実績。（栄養士・調理員等） |

Ｑ４

|  |
| --- |
| 保育士資格を有していない保育補助者、看護師等が保育士資格を取得した場合は対象となりますか？ |
| 支給対象になります。 |

Ｑ５

|  |
| --- |
| これまで市外の保育施設に勤めていましたが、人事異動により、同法人が運営する市内の施設へ就労することになりました。給付金の対象となりますか？ |
| 人事異動に伴うものは対象外です。また、人事異動で市外の保育施設に異動になった場合、給付金の返還には当たりません。 |

Ｑ６

|  |
| --- |
| 秦野市立認定こども園に新たに就職します。給付金をもらうことができますか？ |
| 給付金の支給対象は、民間の保育所、認定こども園、小規模保育事業所に勤務する人です。秦野市立認定こども園に就労した人は対象となりません。 |

Ｑ７

|  |
| --- |
| 申請手続きについて教えてください。 |
| １　『保育士等就労促進給付金支給申請書』に、次の必要書類を添えて、採用あるいは常勤として働き始めた年度中（４月～３月）に申請してください。（郵送可）  ・保育士証の写し  ・就労証明書（第２号様式）  ・誓約書（第３号様式）  ２　転入者で住居費等の加算を希望する方は該当する次の書類も提出してください。  ・住居費に係る売買（賃貸借）契約書等の写し  ・住宅手当支給証明書（第４号様式）  ・引越費用が確認できる領収書等の写し |

Ｑ８

|  |
| --- |
| 令和６年４月から新たに秦野市内の民間保育所に就労しますが、他市町村に住んでいます。給付金をもらうことができますか？ |
| 市外から通勤する場合は、１０万円が支給されます。 |

Ｑ９

|  |
| --- |
| 令和６年４月から新たに秦野市内の民間保育所に就労しますが、同年１月末に秦野市に引っ越してきました。この場合、給付金をもらうことができますか？ |
| 就労した日の３か月前から３か月後までの間に、本市内の物件を購入又は賃借する際に要した費用が支給対象ですので、２０万円を上限として給付金をもらうことができます。 |

Ｑ１０

|  |
| --- |
| 転居にかかった費用は、どのようなものが認められますか？ |
| 本市内の物件を購入し又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料が対象となります。ただし、賃料について、勤務先から住宅手当が支給されているときは、その額を除いた経費が対象となります。また、対象期間において、引越し等に要した経費が対象となります。 |

Ｑ１１

|  |
| --- |
| ３年以内に退職、または市外へ転出した場合は、給付金を返還しなければならないのですか？ |
| ３年以内に退職した場合は全額返還していただきます。また、転入費用にかかる給付金の支給を受けている場合において、保育所等に就労した日の翌日から起算して３年が経過する日までに市外へ転出した場合は、その額に係る給付金を返還していただきます。いずれの場合も保育こども園課へご連絡ください。 |

Ｑ１２

|  |
| --- |
| 就労後、出産し育休を取得しますが、育休期間は就労期間に含まれますか？ |
| 育児休業等の休職期間中は就労期間に含まれません。休業から職場復帰までの期間を除いて就労期間を計算しますので、保育こども園課へご連絡ください。 |

Ｑ１３

|  |
| --- |
| 令和４年度に給付金をもらいました。令和６年３月３１日で退職しましたが令和６年４月１日から、市内の別の民間保育所に転職しました。給付金を返還しなくてはいけませんか？ |
| 引き続き市内の民間保育所に就労する場合は、返還は生じませんので「保育士等就労促進給付金変更届」を提出してください。なお、市外の保育所等に転職した場合は返還が生じます。 |

Ｑ１４

|  |
| --- |
| 就労して３年が経過していませんが、病気で就労の継続が困難になりました。給付金を返還しなければならないですか？ |
| 病気、災害その他やむを得ない場合は、返還が免除される可能性がありますので、保育こども園課にご連絡ください。 |

Ｑ１５

|  |
| --- |
| 申請から支給までの流れを簡単に説明してください。 |
| 1. 申請書類を保育こども園課へ提出（令和７年３月末日まで） 2. 保育こども園課から支給決定通知書と請求書を申請者へ送付 3. 申請者は、請求書を保育こども園課へ提出 4. 保育こども園課が受理後３０日以内に申請者の指定口座へ振り込み |

Ｑ１６

|  |
| --- |
| どのようなときに変更届が必要ですか？ |
| ３年以内に退職したとき、他の保育所等に異動または転職したとき、市外に転出したときは変更届の提出が必要となります。 |